



# 市民の健康意識向上へ連携 7日、明治安田生命と協定締結

<p>概 要</p>	<p>明治安田生命保険相互会社と市は11月7日、市民の健康増進を目的に連携協定を締結します。同社との協働により市民向けの健康測定会や健康セミナーを開催したり、同社が行う行政サービス情報の提供活動を通して収集された市民の声をフィードバックし、より良いサービスにつなげたりするなど、健康への意識を高める取り組みを展開し、だれもが気軽に健康づくりに取り組むことができるまちの実現をめざします。</p> <p><b>協定の概要</b></p> <p><b>締結日</b> 11月7日（木）</p> <p><b>締結者</b>          明治安田生命保険相互会社 姫路支社長 <small>つばいよしひで</small> 坪井良英          宍粟市長 福元晶三</p> <p><b>協定事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康づくりに関すること</li> <li>(2) 生活習慣予防に関すること</li> <li>(3) がん対策に関すること</li> <li>(4) 感染症対策に関すること</li> <li>(5) その他の健康増進に関すること</li> </ul> <p><b>協定締結式</b></p> <p><b>日 時</b> 11月7日（木）10時～</p> <p><b>会 場</b> 宍粟市役所 4階 403 会議室（山崎町中広瀬 133-6）</p>
<p>参考資料</p>	<p>協定書（案）</p>
<p>問合せ先</p>	<p>所属 保健福祉課 TEL 0790-62-1000</p>

兵庫県宍粟市



## 宍粟市と明治安田生命保険相互会社との健康増進に関する連携協定書

宍粟市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、健康増進に関する取組を推進するに当たり、相互に連携・協力することについて、つぎのとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 健康づくりに関すること
- (2) 生活習慣病予防に関すること
- (3) がん対策に関すること
- (4) 感染症対策に関すること
- (5) その他の健康増進に関すること

2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲及び乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲及び乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日とし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができる。

(協定の変更及び解除)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得たほかの当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(協議事項)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

宍粟市  
市長

乙 兵庫県姫路市亀井町57  
明治安田生命姫路ビル2F

明治安田生命保険相互会社 姫路支社  
支社長